



# JCAAの新しい仲裁規則のもとでの仲裁条項

小林和弘\*

## I はじめに

本年1月1日に、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」という）の新しい仲裁規則が施行された。また、新仲裁規則に対応して、新しい標準仲裁条項も公表された。さらに、その後、標準仲裁条項以外の仲裁条項例も公表された。そこで、これらの仲裁条項を検討するとともに、新しい仲裁規則のもとで考えられるその他の仲裁条項について提案する。

なお、本稿は著者個人の見解であり、JCAAあるいは弁護士法人大江橋法律事務所の見解ではない。

## II IBA国際仲裁条項ドラフティング・ガイドライン

仲裁条項に問題があれば、仲裁を申し立てても、仲裁手続が終了したり（仲裁法23条4項2号、40条2項4号）、仲裁判断がなされても取り消されたり（仲裁法44条1項2号、5号、6号、8号）、仲裁判断が承認されなかつたりする（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約5条1項（a）、（c）、（d）、（e）号、2項（b）号参照）。また、相手方が、相手方所在地国で訴訟を提起した場合に、訴えが却下さ

れず、訴訟が継続したりする（UNCITRAL国際商事仲裁模範法8条（1）項参照）。これらのことからすると、仲裁条項は、他の条項以上に、ドラフティングに注意すべきである。

仲裁条項のドラフティングに関して、国際法曹協会は、IBA国際仲裁条項ドラフティング・ガイドライン（以下「IBA仲裁条項ガイドライン」という）を公表している<sup>1)</sup>。IBA仲裁条項ガイドラインは、そのガイドライン2で、「当事者は、出発点として、一定の仲裁規則を選択し、その仲裁規則用に推奨されるモデル条項を使用すべきである」と規定している。「これによって、仲裁合意を有効、履行強制可能・・・かつ効果的なものとするのに必要な全ての要素を備えることが確実にできるのである。仲裁が契約のもとでの唯一の紛争解決手段として曖昧さの余地なく設定され、仲裁機関や規則の正しい名称が使用されること（これによって紛争が生じたときの混乱や遅延戦術を避けることができる）が確保されるのである」と説明している。

そこで、まず、IBA仲裁条項ガイドラインが出発点とするJCAAの標準仲裁条項について検討する。

## III JCAAの標準仲裁条項

### 1 新標準仲裁条項

JCAAがホームページ等で掲載している標準仲

\* こばやし かずひろ  
弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士・ニューヨーク州弁護士

1) 茂木鉄平「国際契約における仲裁条項ドラフティングにあたっての留意点(上)(中)(下)－IBA Guidelines for Drafting International Arbitration Clausesを参考に－」JCAジャーナル 2011年3月号・5号号・8月号参照。

裁条項は、以下のとおりである。

① 「UNCITRAL仲裁規則」 + 「UNCITRAL仲裁管理規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules supplemented by the Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

一般社団法人日本商事仲裁協会のインタラクティヴ仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Interactive Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

② 「商事仲裁規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

2 従前の標準仲裁条項

JCAAが従前公表していた商事仲裁規則についての標準仲裁条項は、以下のとおりである。

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city) in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

(日本語訳)

この契約から又は<sup>2)</sup> この契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により最終的に解決されるものとする。

③ 「インタラクティヴ仲裁規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、

3 改正点

標準仲裁条項の改正については、「JCAAの仲裁制度の改革について—ビジネス界のあらゆるニーズに対応する3つの仲裁規則の紹介—」<sup>3)</sup> しか、存じ上げていないが、そこには、「仲裁地（place

2) 原文はひらがなであるが、本稿では標記の統一の点から、漢字で記載した。以下同様。

3) 道垣内正人「JCAAの仲裁制度の改革について—ビジネス界のあらゆるニーズに対応する3つの仲裁規則の紹介—」JCAジャーナル2019年1月号。

of arbitration) の指定に該当する部分を、日本語では『(都市名)において』、英語では『in (name of city)』と記載しておりましたが、これらが審問等の仲裁手続を行う物理的な場所を指定したものではなく、仲裁地を指定したものであることをより明確にするため・・・日本語では『仲裁地は(国名及び都市名)とする』、英語では『The place of the arbitration shall be (city and country)』としています」とのみ記載されている。

そこで、改正点を、従前公表されていた標準仲裁条項と比較してみると、以下のようになる。

All disputes, controversies or differences ① which may arise ②between the parties hereto, out of ③or in relation to or in connection with ④this Agreement shall be finally settled by arbitration in ⑤ (name of city) in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

① which may arise がarising に変更されている。契約締結段階では、紛争等が生じるのか、どのような紛争等が生じるのか不明であるので、which may arise の方が広い気もするが、実質的には変更がないと思われる。

② between the parties hereto が削除されている。例えば、合弁契約において、一方契約当事者が、合弁会社の株主として、他方契約当事者から派遣された合弁会社の取締役に対して、善管注意義務違反を理由として損害賠償請求をするような、ある契約に関して、必ずしも契約当事者間でない紛争が生じる可能性がある。このような場合に、契約書に署名していない者について、必ずしも、仲裁合意の効力が及ぶとは限らないが、「当事者の間に」と明記されると、契約当事者以外の者に仲裁合意の効力を及ぼしにくくなる。

③ or in relation to が削除されている。IBA仲裁条項ガイドラインでは、ガイドライン3において、「仲裁条項の範囲は、契約『から生じる』紛

争のみならず、当該契約『と関連する(又は関係する)全ての紛争』をも含むよう規定されるべきである。これらと比べて包括的とはいえない文言は、ある紛争が仲裁の対象であるかについての争いを惹起させるおそれがある」と記載されている。仲裁の対象となる紛争を広く記載すべきであるとの観点からは、or in relation to も記載されている方がよいとも思われる。しかし、上記ガイドラインでも、「と関連する(in connection with)」の後の丸かっこの中に「又は関係する(or relating to)」が記載されているので、改正標準仲裁条項のように、in connection with が記載されていれば、必ずしも、in relation to が記載されていなくても、問題はなかろうか。

④ this Agreement が this contract に変更されている。これは実質的な変更ではない。対象となる契約書が、当該契約のことをthis Agreement と定義しているのであれば、仲裁条項においてもthis Agreement と記載すべきであり、反対に、契約書においてthis contract と記載されているのであれば、this contract と記載することが重要である。例えば、株主間契約(Shareholders Agreement)でSHAと略称していて、付属契約書のひとつをcontract と略称しているような場合に、仲裁条項にthis contract と記載すると、株主間契約から生じる紛争が仲裁合意の対象ではないと判断される可能性が生じる。

⑤ 都市名だけでなく、国名も記載することに変更されている。前述の説明があるが、これに追加すると、仲裁地は、仲裁の手続地法を決定するだけでなく、仲裁合意の準拠法を決定するかもしれない重要な要素であるので、都市名だけでなく、国名を記載する方がよいと考える。仲裁合意の準拠法とは、仲裁合意の存否、効力、解釈、人的・物的範囲等に適用される法である。この点に関して明示の合意がなされることは少なく、JCAAの標準仲裁条項にも記載されていない。記載がない場合、仲裁地法であると解釈されるときと、仲裁条項を含む契約についての準拠法であると解釈されるときがある。この点

の不明確さを解消するために、仲裁合意の準拠法を記載することが考えられる。例えば、香港国際仲裁センターの香港国際仲裁センター管理仲裁規則によって仲裁を行う旨を定める仲裁模範条項は、以下のように記載されている。

Any dispute, controversy, difference or claim arising out of or relating to this contract, including the existence, validity, interpretation, performance, breach or termination thereof or any dispute regarding non-contractual obligations arising out of or relating to it shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC) under the HKIAC Administered Arbitration Rules in force when the Notice of Arbitration is submitted.  
The law of this arbitration clause shall be ... (Hong Kong law).

しかし、仲裁合意の準拠法自体について交渉が長引いたり、同法について合意ができず、契約自体を締結できなかったりするのも本末転倒にもなる。また、仲裁合意の準拠法については、一般的に、当事者間で合意できると解釈されているが、あらゆる国において、そのように認められるとも限らないと思われる。

#### 4 快速仲裁手続によって仲裁を行う場合の仲裁条項

JCAジャーナル2019年6月号に、以下の商事仲裁規則第2編に定める快速仲裁手続によって仲裁を行う場合の仲裁条項が公表された。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則の快速仲裁手続に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市

名）とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the expedited arbitration procedures of the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

「迅速仲裁手続は、原則5,000万円以下<sup>4)</sup>の紛争を処理するために使われる仲裁手続です。仲裁人は一人で、仲裁廷成立の日から3か月以内に仲裁判断をするよう努めることとされています。一般に、少額紛争で利用される手続ですが、高額紛争であっても、例えば、金銭消費貸借に関する紛争など、主張・立証が比較的容易な事件にも適していると思われます」と説明されている。

迅速仲裁手続は、従前の商事仲裁規則では、簡易手続と呼ばれていて、紛争の経済的価値が2,000万円以下の場合に適用されていたので、今回の改正で紛争の経済的価値が大きく増額された。

#### 5 交差型仲裁条項

① JCAAは、かつて被告地主義による仲裁条項（以下「被告地主義仲裁条項」という）を、ホームページ等に掲載していた。仲裁機関としては、自己の仲裁規則に従った仲裁条項を宣伝するべきということであったと思うが、JCAAは被告地主義仲裁条項をホームページ等で掲載しなくなった。

ところが、JCAジャーナル2019年7月号に、交差型仲裁条項が公表された。これは、非常に良い試みであるので、少なくとも、日本企業向きの日本語のホームページには掲載していただきたいと思う。

② JCAAは、今回の規則改正について、「諸外国の仲裁機関との競争において一歩後れをとっているとの認識から、サービスの差別化を図り、特

4) 正確には、5,000万円未満と思われる（商事仲裁規則84条1項）。

色ある仲裁を実施する必要があると考え、他の機関の仲裁規則には見られないルールを含む」ものを作成したことであり<sup>5)</sup>、この特徴的なものが、仲裁廷に対して、暫定的な考え方を明確に整理した上で、書面により当事者に提示することを義務づけているインタラクティヴ仲裁規則であると思われる。ドイツ仲裁協会（英文名German Arbitration Institute (DIS)、ドイツ語名Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit e.V. (DIS)）も、仲裁規則（2018）の審理効率化のための措置（Annex3）において、仲裁廷と当事者は、当事者が合意した場合、当事者に対して事実面・法律面の争点に対する仲裁廷の初期段階の心証（法的拘束力のないもの）を開示することを規定しているように<sup>6)</sup>、インタラクティヴ仲裁規則は、相手方が、大陸法（シビルロー）の国の企業との紛争に向いていると考えられる。JCAAとしても、日本企業と大陸法圏の企業との仲裁事件の数を増やしたいのではないかと思われる。

しかし、香港やシンガポールは、第三国仲裁地として仲裁件数を増やしている。JCAAの仲裁規則が優れているものであったとしても、外国当事者に対して、相手方企業の所在地である日本での仲裁を選択してもらうことは簡単ではない。JCAAとしては、国際仲裁の件数を増加させるためには、申立人が相手国で仲裁を申し立てる、交差型仲裁条項をアピールしていくべきであると思う。

③ 交差型仲裁条項は、各当事者に対して相手国での仲裁申立てを牽制させ、つまり、和解交渉を促進させることから、紛争を仲裁外での和解により解決することを好む日本企業にとっても、メリットがある。もっとも、「相手方が契約違反をした場合、相手国で仲裁を行うことになりますので、相手方が契約違反をする危険性が高い場合には注意が必要です」<sup>7)</sup>と記載されているように、相手方が契約違反する可能性が高いのか否か、相

手国の仲裁機関及び仲裁規則はどのようなものかの検討は必要である。

④ 公表された交差型仲裁条項は、以下のとおりである。

この契約から又はこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、仲裁により最終的に解決されるものとする。X（外国法人）が仲裁手続を開始するときは、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に基づき仲裁を行い、仲裁地は（日本の都市名）とする。Y（日本法人）が仲裁手続を開始するときは、（仲裁機関の名称）の（仲裁規則の名称）に基づき仲裁を行い、仲裁地は（外国の都市名）とする。

（英文）

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration. If arbitral proceedings are commenced by X (foreign corporation), arbitration shall be held pursuant to the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association and the place of arbitration shall be (the name of the city in Japan); if arbitral proceedings are commenced by Y (Japanese corporation), arbitration shall be held pursuant to (the name of rules) of (the name of arbitral institution) and the place of arbitration shall be (the name of the city in foreign country) .

⑤ かつての被告地主義仲裁条項は、以下のとおりである。

この契約から又はこの契約に関連して、当事者

5) JCAA規則改正案及び制定案に関する意見募集。

6) シュテファン・ヴィルスケ＝細川慈子「ドイツ仲裁協会（DIS）の2018年仲裁規則改正について—ドイツの仲裁地としての利便性—」JCAジャーナル2018年6月号参照。

7) 「今月の仲裁条項」JCAジャーナル2019年7月号76頁。

の間に生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、X（外国法人）が仲裁を申し立てる場合は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に基づき（日本の都市）において、又は、Y（日本法人）が仲裁を申し立てる場合には、（仲裁機関の名称）の（仲裁規則の名称）に基づき（外国の都市）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

（英文）

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (the name of city in Japan) pursuant to the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association if X (foreign corporation) requests the arbitration or in (the name of city in foreign country) pursuant to (the name of rules) of (the name of arbitral institution) if Y (Japanese corporation) requests the arbitration.

⑥ 両者を比較すると、まず、被告地主義仲裁条項から、交差型仲裁条項に名称が変わっている。「交差型仲裁条項、クロス条項のご紹介です。被告地主義仲裁条項やFinger pointing clauseとも呼ばれています。これは仲裁の相手方（これを通常、仲裁の被申立人といいます）の所在地を仲裁地として仲裁手続きを行うことを定める仲裁条項です」と記載されており<sup>8)</sup>、被告地主義仲裁条項も交差型仲裁条項も実質的には同一である。名称変更の理由は定かでないが、仲裁の場合、被申立人と呼ぶのが正確であり、そうであれば、被申立人地主義仲裁条項となるべきかもしれないが、そのようにはあまり呼ばれないこと、交差型仲裁条項を批判する外国人が、Finger point clauseとかcross clauseと呼ぶようになったことが、名称変更の理由かもしれない。

次に、かつての被告地主義仲裁条項では、一文

8) 前掲注7)

で記載されていたが、新しい交差型仲裁条項では、文章が分けられて、第1文では仲裁による解決だけが規定され、第2文で交差型仲裁条項の本旨が規定されている。このことにより、仮に交差型仲裁条項自体が問題となっても、第1文は有効で、裁判ではなく仲裁で解決することになるかもしれません。

その他は、前記3で述べたとおりであるが、その②で述べたとおり、日本語の「当事者の間に」は不要であると解する。

⑦ 交差型仲裁条項に対しては、同一の事件について2つの仲裁手続が競合し判断の不統一を招くリスクがある等の指摘がなされている。しかし、通常、仲裁を申し立てられた相手方は、反対請求の申立てをすることができるから（商事仲裁規則19条参照）、判断の不統一を招くリスクは大きくないと思われる。もっとも、日本企業が、先に、相手国で仲裁を申し立てたところ、相手国の仲裁機関の仲裁規則上、相手方が反対請求の申立てをすることができない場合、相手方は、日本で仲裁条項に従ってJCAAの仲裁規則で仲裁を申し立てことになるが、当初の仲裁申立てだけでなく、反対請求も含めて相手国で仲裁をすることに比べると、少なくとも、反対請求については日本でJCAAの仲裁規則に従って仲裁できることは、日本企業にとって不利なことではないだろう。

なお、JCAジャーナル2019年7月号では、「理論的には、仲裁申立てを受けた当事者が、反対請求の申立てではなく、別途、相手国において仲裁を申し立てる可能性があります。そのような事態を避けるためには、一つの仲裁手続が開始した場合には、別の仲裁手続を開始することはできない旨の定めも合わせて規定しておくことがより望ましいです」と記載され、次の条項が紹介されている。

……当事者の一方が上記の地のうちの一においてその仲裁機関の規則に従って仲裁手続を開始した場合には、他方の当事者はその仲裁手続に排他的に服し、他の仲裁手続も訴訟手続も開始

してはならない。その仲裁機関によって仲裁申立てが受領された時をもって、仲裁手続がいつ開始したかを決定する。

(英文)

.....Once one of the parties commences arbitral proceedings in one of the above places in accordance with the rules of the respective arbitral institution, the other party shall be exclusively subject to the arbitral proceedings and shall not commence any arbitral proceedings as well as court proceedings. The time receipt of the request for arbitration by the arbitral institution determines when the arbitral proceedings are commenced.

JCAAの商事仲裁規則は、反対請求の申立て期間を、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に限定しているが（19条）、上記条項によれば、反対請求の申立て期間が経過しても、日本企業は、JCAAに対して新たな仲裁申立てをすることができるのではないかと思う。しかし、この点について争われるおそれがあるので、日本企業としては、上記期間内に、反対請求の申立てを終えておく方が安全である。

#### IV 「商事仲裁規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項

##### 1 第三仲裁人選任の際の当事者の意見聴取

商事仲裁規則は、「仲裁人の公正性・独立性に関する規定の明確化、単独仲裁人及び仲裁廷の長が仲裁人補助者を利用する場合の規律の明記、仲裁人による少数意見の公表の禁止等、他の仲裁機関よりも一歩進んだ細やかな手続準則を新たに明記」している<sup>9)</sup>。そこで、従来の、又は、他の仲裁機関の規則との相違という観点から、いくつかの批判がなされている。その一つが、当事者が選任した仲裁人が、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聞くことができない（28条5項）ことである。このような条

項は、主要な仲裁機関においては定められていない。また、アメリカにおける当事者仲裁人は当事者の意向を重視する傾向にあるが、筆者が関与したアメリカ仲裁協会の管理する仲裁においても、アメリカ弁護士の代理人が、選任した仲裁人と第三仲裁人の選任について議論したことがあった。

第三仲裁人選任の際の当事者からの意見聴取は、「すべての当事者の書面による合意がある場合に限り」、可能となっている（28条5項）。当事者の書面による合意であるが、必ずしも、仲裁手続開始後でなければならないと規定されていないので、仲裁条項の中で規定することもできると解する。規定するとなると、以下のような条項が考えられる。

但し、当事者が選任した仲裁人は、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聞くことができる。

Provided, however, that the Party-appointed arbitrator may communicate ex parte with the Party who has appointed the arbitrator to discuss the appointment of the third arbitrator.

##### 2 少数意見の公表

少数意見の公表禁止（63条）も、主要な仲裁規則には規定されていない。他の2人の仲裁人による仲裁判断が、明らかに重大な誤りを含むような場合には、少数意見の公表を認めるべきではないか、そのような場合でも、少数意見の公表の禁止を規定すると、著名な仲裁人を選任できないとの批判がある。少数意見の公表禁止については、すべての当事者の書面による合意がある場合に別の定めができるとは規定されていない。しかし、仲裁規則は原則として任意規定であり、商事仲裁規則の総則規定に、第3編及び第4編以外については、当事者間の別段の合意が許容される旨規定されている（5条）。したがって、少数意見の公表禁止も、仲裁条項に別段の定めを規定することができると

9) 前掲注3)

解する。以下のような例が考えられる。

但し、仲裁人は、仲裁判断にその少数意見を記載することができる。

Provided, however, that the arbitrator may state its dissenting or individual opinion in the arbitral award.

## V 「UNCITRAL仲裁規則」 + 「UNCITRAL仲裁管理規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項

この場合の仲裁条項は、英文しか作成されていない。確かに、UNCITRAL仲裁規則とUNCITRAL仲裁管理規則によって仲裁を行う仲裁条項を挿入する契約書は、英文であることが多い。しかし、UNCITRAL仲裁規則とUNCITRAL仲裁管理規則によって仲裁を行う当事者の一方は日本企業となることが多いことを考えると、日本文（又は日本語訳）も存在する方がよい。そこで、以下に、日本語私訳を記載する。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会のUNCITRAL仲裁管理規則により補足されるUNCITRAL仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は(国名及び都市名)とする。

UNCITRAL仲裁規則自体は、国連の機関である国連国際商取引法委員会が作成したものであり、国連公用語である6か国語による文書が正本であり、日本語は参考訳に過ぎない。しかし、UNCITRAL仲裁規則とUNCITRAL仲裁管理規則によって仲裁を行う当事者の一方は日本企業となることが多いことを考えると、日本語訳も提供していただければありがたい。

他方、UNCITRAL仲裁管理規則は、JCAAが作成したものであり、従来の、UNCITRAL仲裁管理

規則による仲裁の管理及び<sup>10)</sup>手続に関する規則のように、英文と日本文の両方を正本にしてもよかつたと思われる。少なくとも、日本語訳も提供していただければありがたい。なお、2018年11月16日に、日本語の「現行UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理及び手続に関する規則とUNCITRAL仲裁管理規則の比較表」は公表されているが、UNCITRAL仲裁管理規則の英文は、その後少し修正されている。

## VI 仲裁人報償金

### 1 商事仲裁規則

① 商事仲裁規則では、仲裁人報償金の時間単価は5万円にされ（93条2項）、上限額が設定され（94条）、時間単価は逓減され（95条）、辞任した場合に報償金が不支給にされている（96条1項2号）。そのため、商事仲裁規則による仲裁では、「世界的に定評のある著名な仲裁人」を選任することができないとの懸念が示されている。上記条項は、仲裁廷が成立するまでは、当事者間の別段の合意が許されている（97条1項）。

② 上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報償金の減額等については、以下のように当該規定を適用しない旨仲裁条項で規定することが考えられる。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則（以下「本件規則」という）に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は(国名及び都市名)とする。但し、本件規則の第94条（上限額）、第95条（時間単価の逓減）及び第96条（仲裁人報酬の減額等）はいずれも適用されない。

（英文）

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance

10) 原文はひらがなであるが、本稿では標記の統一の点から、漢字で記載した。以下同様。

with the Commercial Arbitration Rules (the "Rules") of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country]. Provided, however, that neither Article 94 Upper Limit of Arbitrator's Remuneration, Article 95 Reduction of Hourly Rate nor Article 96 Reduction or Non-payment of Arbitrator's Remuneration of the Rules shall apply.

③ 時間単価については、商事仲裁規則の条項を適用しない旨仲裁条項で規定しても、どのようにして決定するかについての問題が生じる。仲裁条項を作成する段階で、単価を具体的に決定することは困難である。仲裁人選任段階で当事者間の合意で定める旨を仲裁条項に規定することも考えられるが、例えば、相手方当事者が希望する仲裁人の選任を妨げるため、当事者が当該仲裁人の時間単価に合意しないなど、仲裁人選任段階では当事者間で合意できないことが予想される。仲裁人を選任する当事者と当該仲裁人の合意で定める旨仲裁条項に規定することも考えられるが、相手方当事者が選任する仲裁人の時間単価が非常に多額になるおそれがあり、それを負担する可能性を考えると（80条）、リスクが大きい。後述するように、UNCITRAL仲裁管理規則を適用すること、又は、同規則の20条（タイム・チャージの原則）のみを適用することが考えられるが、後者は、商事仲裁規則が適用される場合に、UNCITRAL仲裁管理規則の条項を適用できるのかが問題となる。

## 2 UNCITRAL仲裁管理規則に基づく仲裁人報償金と商事仲裁規則による仲裁

UNCITRAL仲裁管理規則では、原則、仲裁人報償金を500アメリカドルから1,500アメリカドルを目安にJCAAが定める時間単価によるタイムチャージ制としている（20条）、「世界的に定評のある著名な仲裁人」を選任することは可能である。そこで、仲裁人報償金についてはUNCITRAL仲裁管理規則を適用させることにして、仲裁手続自体は商事仲裁規則によることが考えられる。

UNCITRAL仲裁管理規則の第1編UNCITRAL仲裁手続には、「当事者が紛争をUNCITRAL仲裁規則により解決する旨の合意をした場合に……同規則を補充し、これと一体として適用される事項を定める」（1条）<sup>11)</sup>とか、「当事者が、JCAAにUNCITRAL仲裁規則による仲裁の管理業務を行わせることをあらかじめ合意している場合」<sup>12)</sup>か、「当事者が、JCAAの商事仲裁規則・・・による仲裁の申立てをした事件につき、JCAAが確認又は選任した仲裁人が一人もいない段階において、UNCITRAL仲裁規則による仲裁手続を行うことを書面により合意し、協会に通知した場合」<sup>13)</sup>に、JCAAは、UNCITRAL仲裁規則による仲裁の管理業務を行うと規定されており（4条1項）、さらに、UNCITRAL仲裁管理規則の第2編及び第3編は、第1編と一体として適用されるとも規定されている（5条）。しかし、第2編及び第3編以外については、この規則が認める範囲内においてされた別段の合意を認めている（6条）。上記規定の変更を同規則が認めているか否かは、若干不明確ではあるが、認めているとの見解に立てば<sup>14)</sup>、以下のような条

11) the "Rules" provide for the procedures and other necessary matters integrated into and supplemental to the UNCITRAL Arbitration Rules where the Parties have agreed to resolve their dispute by arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules.

12) Where the Parties have agreed in advance to have the JCAA provide administrative services for arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules

13) Where the Parties agree in writing to arbitration conducted under the Rules and notify the JCAA of such agreement  
(i) after the claimant has requested arbitration under the Commercial Arbitration Rules or the Interactive Arbitration Rules but (ii) before the confirmation or appointment of any arbitrator by the JCAA.

14) UNCITRAL仲裁管理規則の正文は英語であるところ（7条）、英文の6条には、「この規則が認める範囲内においてされた」は記載されていない。同6条と商事仲裁規則5条の英文は実質的に同一であるが、商事仲裁規則5条の日本文にも「この規則が認める範囲内においてされた」は記載されていない。

項が考えられる。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules (the "Rules") supplemented by the Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration (the "Administrative Rules") of The Japan Commercial Arbitration Association ("JCAA"). The place of the arbitration shall be [city and country]. Provided, however, that Part 1 Arbitration Procedures and Part 2 Expedited Arbitration Procedures of the Commercial Arbitration Rules of JCAA shall apply and prevail the Arbitration Rules and Part 1 Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration of the Administrative Rules.

(日本語訳)

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「本件協会」という）のUNCITRAL仲裁管理規則（以下「本件管理規則」という）により補足されるUNCITRAL仲裁規則（以下「本件規則」という）に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。但し、本件協会の商事仲裁規則の第1編仲裁手続及び第2編迅速仲裁手続が、本件規則及び本件管理規則第1編 UNCITRAL 仲裁手続より優先して適用される。

UNCITRAL仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則第1編UNCITRAL仲裁手続を完全に排除する旨を明記すると、UNCITRAL仲裁管理規則第2編及び第3編が適用されないおそれがあるので、あくまでも、商事仲裁規則の第1編及び第2編が優先する旨規定するにとどめた。

### 3 商事仲裁規則に基づく仲裁人報償金とUNCITRAL仲裁規則による仲裁

小さな案件でも、相手方が外国法人であり、UNCITRAL仲裁規則に従った仲裁を選択したいが、仲裁人報酬は限定したいということもあり得る。そのような場合には、商事仲裁規則の第3編仲裁報償金の規定を使用しながらも、仲裁手続はUNCITRAL仲裁規則によることを規定することになる。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「本件協会」という）の商事仲裁規則（以下「本件規則」という）に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。但し、本件規則の第1編仲裁手続及び第2編迅速仲裁手続は適用されず、本件協会のUNCITRAL仲裁管理規則第1編 UNCITRAL仲裁手続により補足されるUNCITRAL仲裁規則が適用される。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules (the "Rules") of The Japan Commercial Arbitration Association ("JCAA"). The place of the arbitration shall be [city and country]. Provided, however, that Part 1 Arbitration Procedures and Part 2 Expedited Arbitration Procedures of the Rules shall not apply but that the UNCITRAL Arbitration Rules supplemented by Part 1 Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration of the Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration of JCAA shall apply.

商事仲裁規則については、第1編及び第2編の適用を排除しても問題はないと考え、明確にその旨規定した。